

海外展開支援助成金（緊急経済対策分）

【募集要項附属資料】各経費の助成対象範囲・上限

総則			
対象	・海外展開調査に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって契約、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ・交付決定日以降に発注、購入、契約、支払等を実施した経費 但し、事前着手申請・承認により、令和7年6月 12 日（木）以降に事前着手が可能 ・渡航回数は2回、渡航人数は1回につき3人までが上限 ・渡航先での現金による支払は 200,000 円/渡航までが上限		
対象外	・商品券等の金券、飲食・娯楽・接待等の経費 ・本邦消費税、国際観光旅客税 ※消費税の内訳が確認できない場合は消費税が含まれていると推測される経費全てを課税扱として消費税を算出する ・事業終了（最終期限：令和8年2月2日（月））迄に支払いが完了していない経費 ※口座振替等の場合も、この日までに振り替えられていない経費は対象外 ・クレジットカードのリボ払いで支払われた経費		
渡航費			
対象	・経済的及び合理的な経路によるエコノミークラスの航空運賃の実費もしくは相当額 ※1 空港利用料や燃料サーチャージ、手数料を含む ※2 <u>ファーストクラス・ビジネスクラス・プレミアムエコノミークラス等（以下、「ビジネスクラス等」）の利用は妨げないが、同日同便のエコノミークラスの航空運賃相当額。尚、ビジネスクラス等の航空運賃の方が安価な場合はその実費（同日同便の両者の見積書等が必要）</u> ※3 <u>神戸空港国際チャーター便が座席クラスを設けない場合は、その航空運賃</u> ・原則、海外への渡航費用が対象であるが、以下のものは認める ① 渡航先での国内移動にかかる航空運賃の実費 ② 海外渡航するための一連の渡航過程の一部と認められる日本国内での移動にかかる航空運賃の実費、及び成田空港と羽田空港を結ぶバス・鉄道実費		
対象外	・渡航先における国内移動にかかる航空運賃以外の交通費（鉄道、バス、タクシー等） ・日本国内での空港まで、もしくは空港からの交通費		
宿泊費			
対象	下記、兵庫県職員等の旅費に関する条例による宿泊費を上限とし、その範囲での宿泊代金実費 但し、1回の渡航につき、3人、7連泊（機中泊は含まず）が上限		
	区分	都市名・国名	宿泊料（1 夜）
	指定都市	ニューヨーク、ワシントン DC、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パリ、ロンドン、シンガポール、モスクワ、アブダビ、ジュネーブ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン ※宿泊施設の住所が指定都市内であること。	16,100 円

	1	アメリカ合衆国、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ等	13,400 円
	2	ロシア、タイ、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、東ティモール、香港、韓国、オーストラリア等	10,800 円
	3	中国、台湾、モンゴル、バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータン 等	9,700 円
対象外	・アーリーチェックイン、レイトチェックアウト、ルームサービス、朝食を含む食費、空港送迎費用等にかかる追加料金		
通訳費			
対象	・現地での通訳に要した実費 ・現地到着から連続8日目までの内、5日間、1日につき通訳1名分が上限 ・1日につき宿泊費地域区分の指定都市、区分1は35,000円、区分2、3は25,000円が上限		
翻訳費			
対象	・本助成事業（現地での展示会、企業訪問等）で使用する外国語の会社概要、製品案内等の翻訳費、印刷費及び製作費 等 ・但し、200,000円が上限		
対象外	・ホームページ、業務マニュアル、各種契約書等の翻訳費		
展示会費			
対象	・海外見本市・展示会・商談会への出展は1回が上限 ・出展料又は参加料 ・出展ブースにかかる装飾費や備品借上費、什器費等 ・出展にかかる輸送費		
対象外	・JETRO、中小企業基盤整備機構、県・市などの公的機関の補助を受けたり、割引提供されたりするブースの出展料		
外部コンサルタント費			
対象	・現地渡航前のコンサルティング ・但し、200,000円が上限		